

令和3年11月5日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1件
(うちガスランプ1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 3件
(うちノートパソコン1件、リチウム電池内蔵充電器1件、
スピーカー(充電式)1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 7件
(うち電気ストーブ(セラミックヒーター)1件、延長コード1件、
リチウム電池内蔵充電器1件、温水洗浄便座1件、
電動アシスト自転車2件、電気炊飯器1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません(管理番号：A202000095、A202000190、A202000217を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当：加藤、鈴木、笹島

電 話：03(3507)9204(直通)

F A X：03(3507)9290

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100572	令和3年10月18日	令和3年11月1日	ガスランプ	SOD-251	新富士バーナー株式会社	火災 軽傷1名	当該製品を点火したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000095	令和2年4月28日	令和2年5月12日	ノートパソコン	PC-LL750HS6B	NECパーソナルコンピュータ株式会社 (輸入事業者)	火災	異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。調査の結果、当該製品のバッテリー内部のリチウムイオン電池セルが内部短絡し、出火したものと推定されるが、内部短絡が発生した原因の特定には至らなかった。	京都府	令和2年5月15日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202000190	令和2年5月26日	令和2年6月23日	リチウム電池内蔵充電器	3E-MB7-BK	株式会社スリーイーホールディングス (輸入事業者)	火災 軽傷1名	電車内で当該製品に携帯電話機(スマートフォン)を接続し充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1人が火傷を負った。調査の結果、当該製品は、内蔵のリチウムポリマー電池セルが異常発熱して出火したものと考えられるが、焼損が著しく、異常発熱した原因の特定には至らなかった。	兵庫県	令和2年6月26日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202000217	令和2年6月17日	令和2年7月2日	スピーカー(充電式)	DVM003	株式会社イデアインターナショナル(現 B RUNO株式会社) (輸入事業者)	火災	店舗で当該製品が焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品のリチウムイオン電池セルが異常発熱し、焼損したものと推定されるが、焼損が著しく、異常発熱した原因の特定には至らなかった。	静岡県	令和2年7月7日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100573	令和2年11月1日	令和3年11月1日	電気ストーブ(セラミックヒーター)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	令和3年6月10日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年11月19日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意
A202100574	令和3年9月7日	令和3年11月1日	延長コード	火災	当該製品に電気製品を接続して使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	製造から30年以上経過した製品 令和3年10月15日に公表したコンセントに関する事故(A202100521)と同一 事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年10月21日
A202100575	令和3年10月18日	令和3年11月1日	リチウム電池内蔵充電器	火災	施設で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	京都府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年10月18日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意
A202100576	令和3年10月20日	令和3年11月1日	温水洗浄便座	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	
A202100577	令和2年7月11日	令和3年11月2日	電動アシスト自転車	重傷1名	使用者(70歳代)が当該製品で走行中、ブレーキを掛けたところ、後ブレーキが効かず、転倒し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年10月25日
A202100578	令和3年10月15日	令和3年11月2日	電動アシスト自転車	火災	駐車場で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	長崎県	
A202100579	令和3年10月16日	令和3年11月2日	電気炊飯器	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	熊本県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

ノートパソコン（管理番号：A202000095）



リチウム電池内蔵充電器（管理番号：A202000190）



スピーカー（充電式）（管理番号：A202000217）

